

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	大阪市 精神障がい者保健福祉手帳事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大阪市は、精神障がい者保健福祉手帳事務において特定個人ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報の不適正な取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析した上で、当該リスクを軽減させるための適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言します。

特記事項

精神障がい者保健福祉手帳事務では、委託先による特定個人情報の不正入手・不正使用等への対策として、委託契約書にデータ機密保持事項を明記し、委託先における情報保護管理体制の確認及びデータ保護に関する規程の確認を行うとともに、委託事業者に秘密保持に関する覚書を提出させている。

評価実施機関名

大阪市長

公表日

平成30年11月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	精神障がい者保健福祉手帳事務
②事務の概要	<p><総合福祉システム(精神障がい者保健福祉手帳)> 精神保健及び精神障害者福祉に関する事務であって、主務省令で定めるもの。 ・精神障がい者保健福祉手帳の交付に関する業務。 ※精神障がい者保健福祉手帳の交付を求める方からの申請に基づき、一定の精神障がいの状態にあることを認定し手帳の交付を行う。事務の種別としては、手帳新規交付事務、手帳更新事務、手帳等級変更事務、手帳再交付事務、手帳記載事項訂正・区間転入事務を行う。</p> <p><中間サーバー>精神障がい者保健福祉手帳事務では行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)別表第2に基づき、保有する個人情報のうち情報提供に必要な情報を中間サーバーに格納する。中間サーバーは情報提供ネットワークシステムを通じて関係する各機関と情報連携を行う。また、当事務において必要となる、他機関が保有する情報について、中間サーバーを介して情報取得を行う。</p>
③システムの名称	総合福祉システム、統合基盤システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
精神障がい者保健福祉手帳関連情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一第14の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第14条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p><情報照会> 番号法第19条第7号 別表第二 第25の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第18条</p> <p><情報提供> 番号法第19条第7号 別表第二 第10、14、16、20、27、28、31、53、54、55、56の2、57、79、85の2、106、108、116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第9、11、12、18、20、21、22、28、29、30、31、42、43の4、53、55、59の2条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康局健康推進部こころの健康センター
②所属長の役職名	健康局長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市総務局行政部行政課(情報公開グループ)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒534-0027 大阪市都島区中野町5丁目15番21号 都島センタービル3階 大阪市健康局健康推進部こころの健康センター 電話: 06-6922-8520 ファックス: 06-6922-8526

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成30年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成30年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月13日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 第16、27、28、31、54、55、56の2、57、79、106、116の項	番号法第19条第7号 別表第二 第10、14、16、20、25、27、28、31、53、54、55、56の2、57、79、106、108、116の項	事後	
平成30年3月13日	I 関連情報 3. 個人情報の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一第14の項	番号法第9条第1項 別表第一第14の項 番号法別表第一の主務省令で定める命令第14条	事後	
平成30年3月13日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 第10、14、16、20、25、27、28、31、53、54、55、56の2、57、79、106、108、116の項	<情報照会> 番号法第19条第7号 別表第二 第25の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第18条 <情報提供> 番号法第19条第7号 別表第二 第10、14、16、20、27、28、31、53、54、55、56の2、57、79、85の2、106、108、116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第9、11、12、18、20、21、22、28、29、30、31、42、43の4、53、55、59の2条	事後	
平成30年3月13日	I 5②所属長	健康局長 上平 康晴	健康局長 甲田 伸一	事後	
平成30年3月13日	II 1対象人数	平成27年10月1日時点	平成30年2月1日時点	事後	
平成30年3月13日	II 2取扱者数	平成27年10月1日時点	平成30年2月1日時点	事後	
平成30年11月13日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康局長 甲田 伸一	福祉局長	事後	

